

# 片品村子ども・子育て 支援事業計画

— 次世代育成支援対策推進計画 —



令和2年度～令和6年度

(令和元年度策定)

片品村

# 片品村子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）

## （片品村次世代育成支援対策推進行動計画）

### 第1章 片品村子ども・子育て計画とは

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画策定の視点と目標
- 第3節 計画の策定体制
- 第4節 計画の期間

### 第2章 片品村の現状

- 第1節 片品村の概況
- 第2節 保育サービスの状況
- 第3節 学校教育の状況
- 第4節 今後予想される児童数及び保育必要量

### 第3章 計画の体系

「ふるさとを愛する子どもの育成 ～自分、家族、地域を大切に～」

### 第4章 行動計画

- 第1節 「子供」子どもが心も身体もすこやかに育つために
- 第2節 「家族」恵まれた自然の中でゆとりある子育てができるように
- 第3節 「地域社会」安心して子どもを産み育てられる村になるために
- 第4節 「子ども・子育て支援施策」について

### 第5章 計画の推進と見直し

## 第1章 片品村子ども・子育て支援事業計画とは

### 第1節 計画策定の趣旨

わが国は、平成25年の高齢者人口の割合が25.0%に達し、一方15歳未満の子どもの数は12.9%と最低を更新しました。また、合計特殊出生率（一人の女性が一生に生む子どもの平均人数）も、平成25年には1.43となって、少子・高齢社会に移行しております。

少子・高齢社会は、人口構成のバランスをくずし、現在および将来の健全で活力ある社会を維持していく上で、さまざまな支障をもたらすとともに、健全な子どもの人格形成にも影響を及ぼすことが予想されています。

また、核家族化の進行、共働き家庭の増加などにより、家庭や地域の養育機能が変化している中で、子育てに伴う負担が増大するとともに、子育てと就労をはじめとする社会参加との両立が困難になっています。

片品村では平成26年の高齢者人口の割合が32.3%を示し、15歳未満の年少人口の割合は9.6%と最低数値の更新が続き、今後も依然減少傾向にあるため、将来の活力低下が懸念されています。また、子ども同士のふれあいや親同士の交流の機会の減少などにより、自主性や社会性が育ちにくいといった影響も懸念されています。

国では、このような少子化の流れを変えるため平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を制定し、地方自治体は、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

本村では、子どもと子育て家庭を取り巻く環境のさまざまな変化に対応して、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会を計画的に構築するための指針として次世代育成支援対策推進行動計画を、平成17年度から21年度までの5年間を前期、平成22年度から26年度までを後期行動計画、平成27年度から平成31年度まで「第1期片品村子ども・子育て支援事業計画」として策定しました。上記計画の課題等を把握・整理し、令和2年度からの「第2期片品村子ども・子育て支援事業計画」へ反映していきます。

## 第2節 計画策定の視点と基本理念

国は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成24年8月、子ども・子育て支援法を制定し、子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けています。

国は基本理念として下記3項目をあげています。

本村においても、この「基本理念」を十分に踏まえながら計画を策定します。

### **【基本理念】**

1. 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
2. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
3. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(子ども・子育て支援法第二条)

## 第3節 計画の策定体制

計画策定にあたり、子ども・子育て支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、保健福祉課、保育所、教育委員会、保護者、その他有識者をメンバーとした「子ども・子育て会議」を設置し子育てに関する意識や行政ニーズを把握し、横の連携を図り策定しました。

基礎資料として小学校三年生以下の子どもの親に対し、アンケート調査を実施しました。

## 第4節 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度(2020年)を初年度、平成6年度(2024年)を目標年次とする5ヶ年計画とします。

## 第2章 片品村の現状

### 第1節 片品村の概況

#### 1. 片品村の特性

片品村は群馬県の東北端に位置し、北は新潟・福島、東は栃木の各県に接しています。四季を通じて自然を満喫できる観光村です。高山植物と湿原で全国に名高い尾瀬をはじめ、武尊山(ホウサ)、白根山、燧ヶ岳、至仏山などの2,000m級の山々に囲まれた山地で、村の北東部は日光国立公園に含まれます。

周囲の山々の四季を彩る山岳景観や、丸沼・菅沼の神秘的な湖を有する素晴らしい自然環境に加え、スキー場も6カ所あり、年間を通じて訪れる観光客は絶えません。

鎌倉時代は大友氏、室町時代は沼田氏の支配下にありましたが、天正年間(1573~1595)には真田氏に、天和年間(1681~1683)には代官支配の所領地となりました。そして文化9年(1812)には旗本の領地となり、明治に至っています。江戸後期までであった14村のうち、東田代村が廃村となり、明治22年の市町村制施行により旧村名をすべて字名として片品村が誕生しました。昭和25年に鎌田が東小川から独立し、現在の大字となっています。

片品村のこの美しい自然は村の誇りであり、村を訪れる人にもさわやかな感動とやすらぎをもたらしています。村では「遙かなる花の谷 微笑みの住む郷に」を基本テーマに、村の自然と花々を守り育てています。

このような素晴らしい自然環境の中で、元気に生まれ育つ子どもたちのために、片品村の特徴を十分に生かした行動計画を策定いたします。



## 2. 片品村の少子化等の状況

### (1) 年少人口（0～14歳）と高齢者人口（65歳以上）の割合の推移

年少人口（0～14歳）と高齢者人口（65歳以上）の推移をみると、年少人口は徐々に減少し、平成17年から平成27年の10年間に5%減少しています。一方、高齢者人口は7.2%の増加を示しています。また、近年の人口と年少人口の推移では、平成17年10月1日の国勢調査から平成27年10月1日までの10年間に1,088人の減少が認められ、年少人口も789人から427人へ362人の減少となっています。

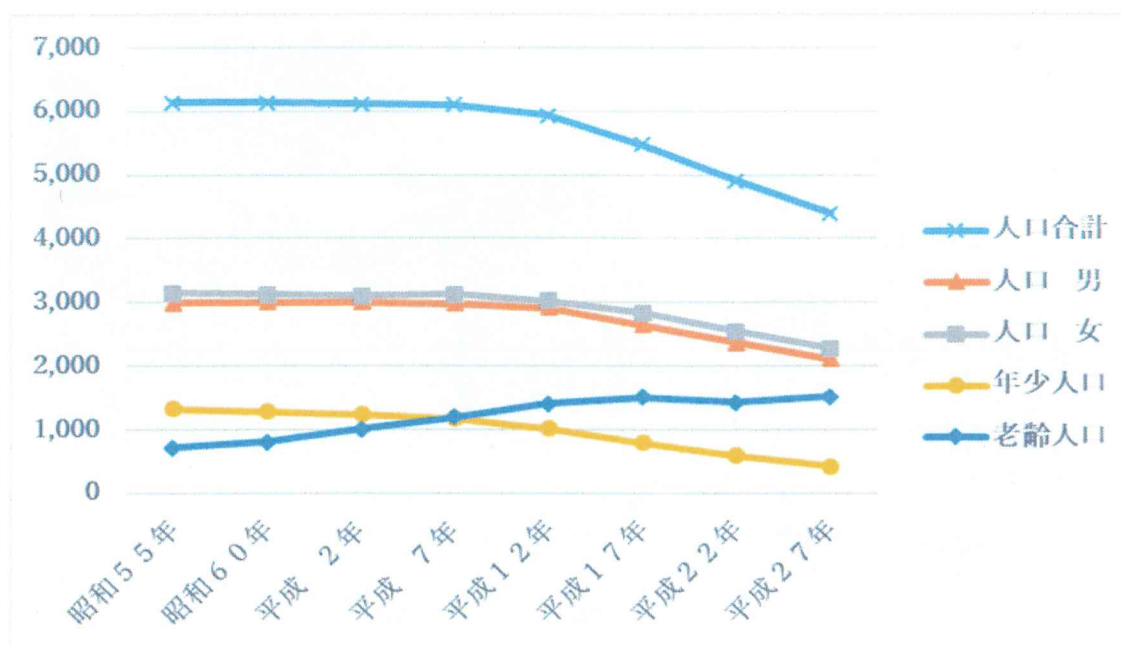
### 片品村の人口割合の推移

(単位：戸、人、%)

年次	世帯数	総人口			年少人口		高齢者人口	
		計	男	女	人口	年少人口の割合	人口	老年人口の割合
昭和55年	1,611	6,134	2,985	3,149	1,328	21.6	711	11.6
昭和60年	1,665	6,132	3,006	3,126	1,278	20.8	802	13.1
平成2年	1,695	6,109	3,005	3,104	1,237	20.2	1,002	16.4
平成7年	1,726	6,106	2,983	3,123	1,170	19.2	1,194	19.6
平成12年	1,751	5,929	2,910	3,019	1,014	17.1	1,405	23.7
平成17年	1,716	5,478	2,644	2,834	789	14.4	1,502	27.4
平成22年	1,677	4,904	2,366	2,538	591	12.1	1,431	29.2
平成27年	1,554	4,390	2,111	2,279	427	9.8	1,514	34.6

資料：国勢調査調査「各年10月1日現在」

### (人口割合推移)



(2) 片品村の人口・出生・死亡・婚姻・離婚等の状況

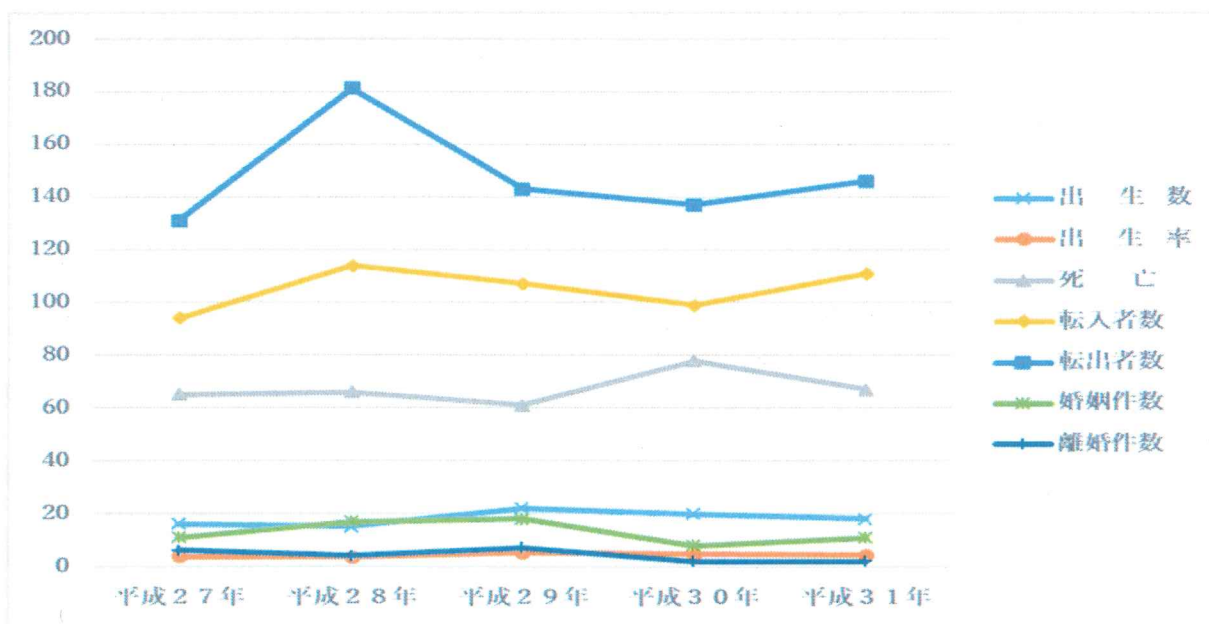
片品村の出生数は多少減っているが、年間20人前後で推移しています。

(単位：人、%、件)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
人 口	4,390	4,272	4,197	4,101	4,002
出 生 数	16	15	22	20	18
出 生 率	3.6	3.4	5.1	4.8	4.4
死 亡	65	66	61	78	67
転入者数	94	114	107	99	111
転出者数	131	181	143	137	146
婚姻件数	11	17	18	8	11
離婚件数	6	4	7	2	2

資料：住民課・群馬県移動人口調査「各年10月1日現在」

(人口・出生・死亡・婚姻・離婚等推移)



### (3) 家族類型別一般世帯の構成状況

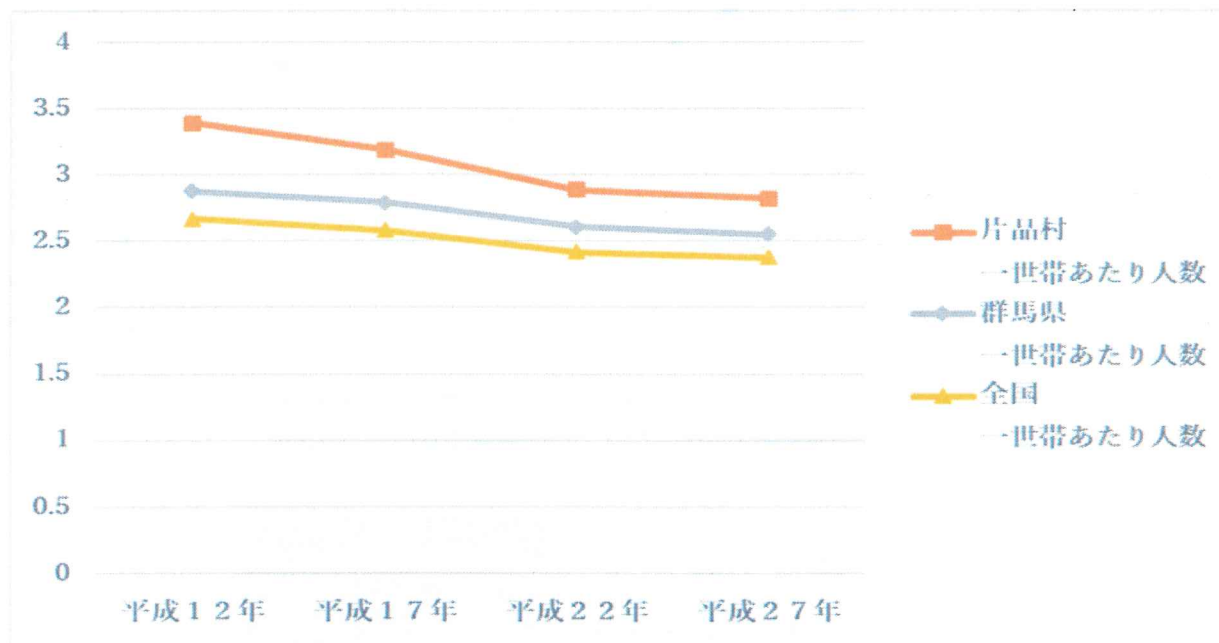
世帯数は平成12年から平成27年間で35世帯の減少傾向となっています。一世帯あたり人数は減少傾向を示していますが、平成27年では2.82であり、国の一世帯あたり人数2.38、県の2.55と比較しても若干であるが高い状況となっています。

(単位：世帯、%、人)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数
総 数	1,751	1,716	1,676	1,554
片 品 村 一世帯あたり人数	3.39	3.19	2.89	2.82
群 馬 県 一世帯あたり人数	2.88	2.79	2.61	2.55
全 国 一世帯あたり人数	2.67	2.58	2.42	2.38

資料：国勢調査「各年10月1日現在」

(一世帯あたりの人数)





#### (4) 産業別就業者数の推移

産業別就業者数の推移をみますと、第2次産業が平成12年の740人(23.9%)から、平成27年には454人(18.1%)に減少しています。

一方、第1次産業の就業者人口は平成12年の615人(19.9%)から、15年後の平成27年には526人(21.0%)と、人数は減少していますが、比率は1.1%と増加となっています。

第3次産業も、1,735人(56.1%)から15年後には1,514人(60.3%)と人数では減少していますが、比率では4.2ポイント増加しています。「サービス業」が1,056人(34.2%)から1,022人(40.7%)へ6.5ポイントと増加していますが、その一方で「卸売・飲食店」は平成12年の377人(12.2%)から184人(7.3%)へ4.9ポイント減少しています。

#### 片品村の産業別就業者数の推移

(単位：人、%)

区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
総 数	3,090		2,924		2,640		2,512	
第1次産業	615	19.9	599	20.5	521	19.7	526	21.0
農 業	522	16.9	542	18.5	462	17.5	478	19.0
林 業	90	2.9	51	1.7	53	2.0	44	1.8
漁 業	3	0.1	6	0.2	6	0.2	4	0.2
第2次産業	740	23.9	619	21.2	514	19.5	454	18.1
鉱 業	12	0.4	15	0.5	8	0.3	8	0.3
建 設 業	497	16.1	375	12.8	284	10.8	263	10.5
製 造 業	231	7.5	229	7.8	222	8.4	183	7.3
第3次産業	1,735	56.1	1,695	58.0	1,592	60.3	1,514	60.3
電気・ガス・熱供給・水道	11	0.4	5	0.2	4	0.2	2	0.1
運輸・通信業	166	5.4	134	4.6	207	7.8	183	7.3
卸売・小売業・飲食店	377	12.2	267	9.1	221	8.4	184	7.3
金融・保険業	30	1.0	21	0.7	15	0.6	17	0.7
不動産業	1	0.0	5	0.2	6	0.2	7	0.3
サービス業	1,056	34.2	1,161	39.7	1,049	39.7	1,022	40.7
公 務	92	3.0	102	3.5	90	3.4	99	3.9
分 類 不 能	0.1	2	0.1	11	13	0.5	18	0.6

資料：国勢調査「各年10月1日現在」

## 第2節 保育サービスの状況

### 1. 片品村保育状況

村内には3カ所の保育所があり、令和元年10月1日現在の入所児童数は合わせて72人となっています。3カ所の保育所とも定員割れとなっております。

(単位：  
人)

施設名	入所定員	初日在籍入所児童数							職員数					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	正規職員			非常勤職員		
									施設長	保育士	計	保育士	調理員等	公仕等
片品保育所	80	0	4	11	7	10	15	47	1	5	6	3	2	1
片品北保育所	35	0	0	2	4	3	2	11	1	2	3	-	1	1
片品南保育所	35	0	2	3	3	1	5	14	1	2	3	-	1	1
計	150	0	6	16	14	14	22	72	3	9	12	3	4	3

資料：保健福祉課「令和元年10月1日現在」

### 2. 平成31年度保育所情報

(単位：人)

区分		片品保育所	片品北保育所	片品南保育所
設置者		片品村		
定員		80	35	35
施設	開設	S37.6	S45.3	S46.6
	敷地面積	2,213.00 m <sup>2</sup>	2,627.97 m <sup>2</sup>	2,970.10 m <sup>2</sup>
	建築面積	838.10 m <sup>2</sup>	657.52 m <sup>2</sup>	648.82 m <sup>2</sup>
入所数	乳児	0	0	0
	1・2歳児	15	2	5
	3歳児	7	4	3
	4歳児以上	25	5	6
保育時間		8:00 ~ 16:00 (8:00 ~ 17:15)		

資料：保健福祉課

### 3. 保育事業の現状と課題

村内には3カ所の保育所のほか、児童館があり、スキー場、民宿などの観光業に従事する村民のために、地域に即した保育を進めてきました。

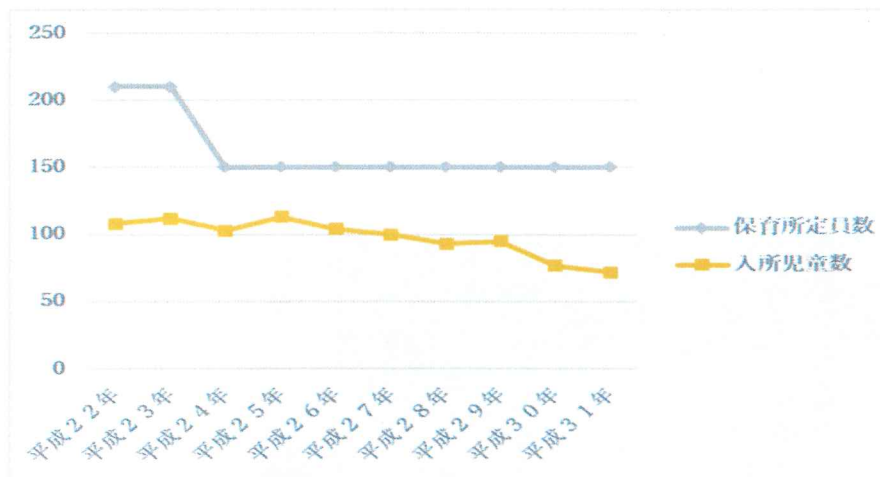
しかし、年々児童数の減少がみられる反面、0歳からの保育は行われていないなど、村民ニーズとの開きが出てきています。保育時間、障害児保育、送迎バスなども課題となっています。

今後、少子化社会が進展することが予想され、「子どもを健やかに生み、育てる環境づくり」は重要な課題で、保育所をはじめ児童館などの児童福祉施設が地域における子育て支援の拠点としての役割を果たしていくことが求められています。

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
保 育 所 数 (へき地含む)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
保育所定員数	210	210	150	150	150	150	150	150	150	150
入所児童数	108	112	103	113	104	100	93	95	77	72
入所率	51.4	53.3	68.7	75.3	69.3	66.6	62.0	63.3	51.3	48.0

資料：保健福祉課「行政報告例：各年10月1日現在」

(保育所定員と入所児童数の推移)



鎌田児童館利用者数

(単位：人)

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
鎌田児童館	5,743	8,119	9,812	5,961	6,074

資料：鎌田児童館

### 第3節 学校教育の状況

#### 1. 小学校児童数の状況

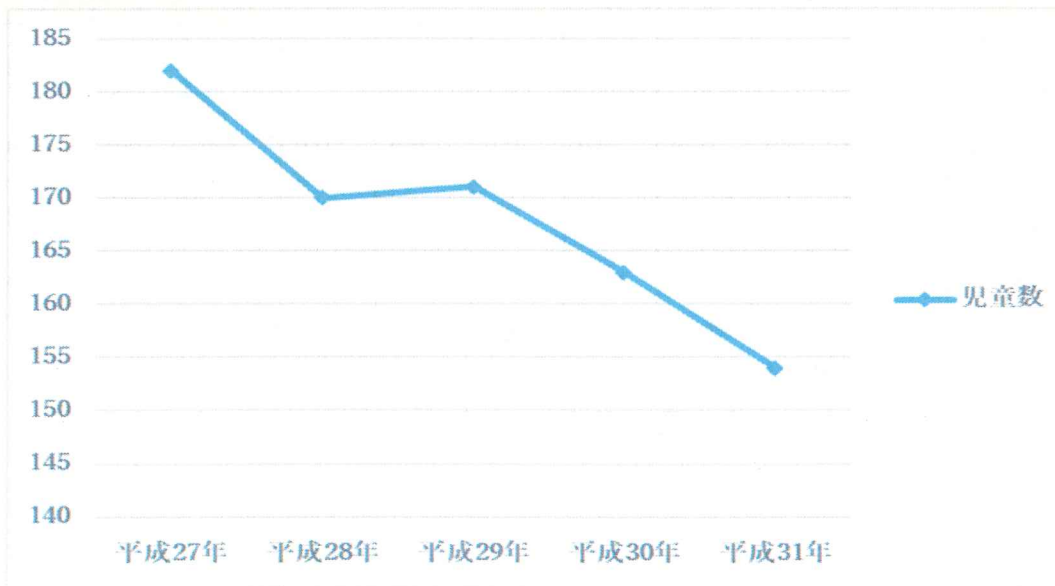
村内には4校あった小学校が平成26年度から3校、平成28年度からは1校となりました。通学児童数は減少傾向を示し、合計で見ると平成27年の182人から平成31年の154人へ28人の減少となっています。

(単位：クラス、人)

小学校	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
計	16	182	7	170	7	171	8	163	8	154

資料：学校基本調査「各年5月1日現在」

(児童数の推移)



## 2. 中学校生徒数の推移

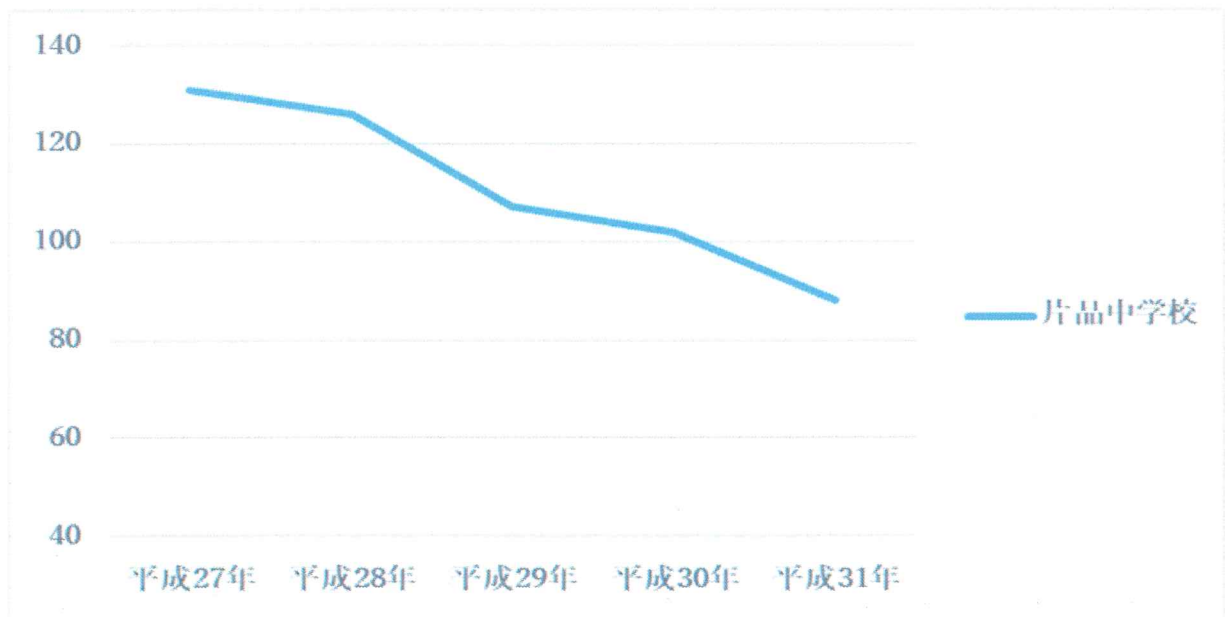
村内の中学校は1校です。中学校の生徒数も減少傾向となっており、平成27年の131人から平成31年の88人へ43人の減少となっています。

(単位：クラス、人)

中 学 校	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
片品中学校	7	131	7	126	6	107	6	102	4	88

資料：学校基本調査「各年5月1日現在」

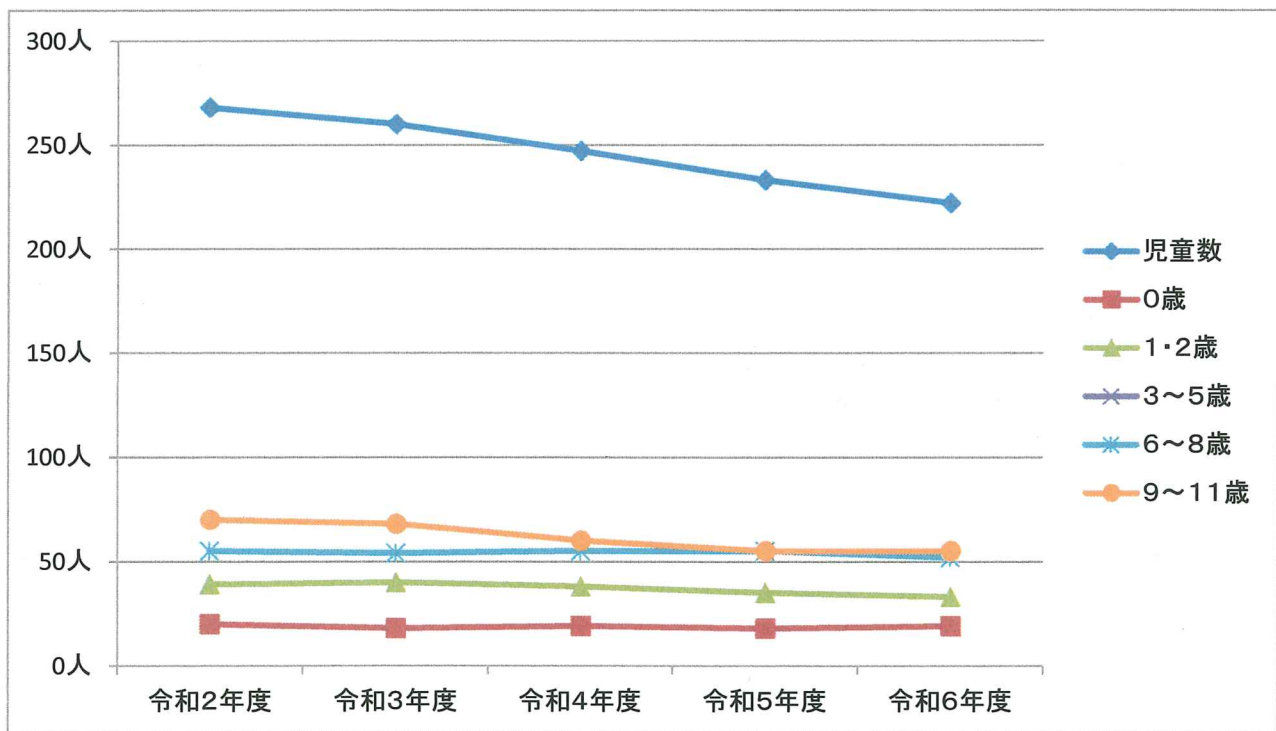
(生徒数の推移)



#### 第4節 今後予想される児童数及び保育必要量

今後予想される児童数については、令和2年度から令和6年度まで年平均10人程度減少していくことが予想されます。

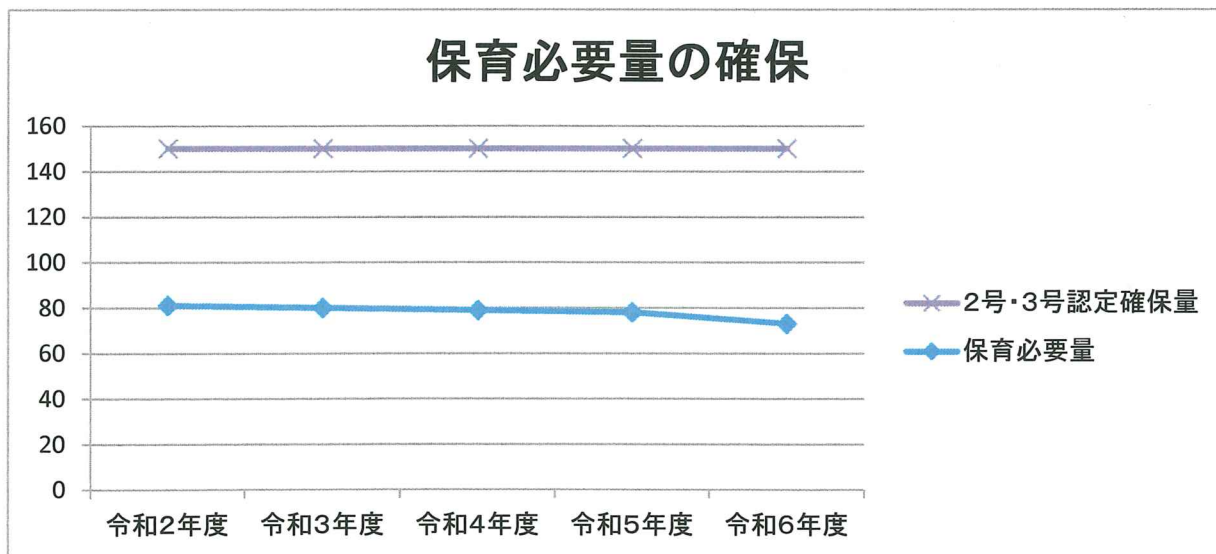
	0歳	1・2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	合計
令和2年度	20人	39人	55人	70人	84人	268人
令和3年度	18人	40人	54人	68人	80人	260人
令和4年度	19人	38人	55人	60人	75人	247人
令和5年度	18人	35人	55人	55人	70人	233人
令和6年度	19人	33人	52人	55人	63人	222人



今後の人口、保護者の要望等から推計した保育必要量については以下のとおりです。  
 村内3カ所ある保育所入所定員の合計は150人であり、保育必要量を十分に満たしています。

・1号認定(3歳以上幼稚園)・2号認定(3歳以上保育園)・3号認定(3歳未満保育園)

	保育必要量の見込み						確保方策					
	1号認定	2号認定	3号認定	必要量	教育ニーズ	その他	保育量	特定教育・保育施設				
								1号認定	2号認定	3号認定		
令和2年度	1人	52人	28人	81人	0人	83人	150人	150人	0人	100人	50人	
令和3年度	1人	51人	28人	80人	0人	82人	150人	150人	0人	100人	50人	
令和4年度	1人	52人	26人	79人	0人	81人	150人	150人	0人	100人	50人	
令和5年度	1人	52人	25人	78人	0人	79人	150人	150人	0人	100人	50人	
令和6年度	1人	49人	23人	73人	0人	74人	150人	150人	0人	100人	50人	



## 第3章 計画の体系

ふるさとを愛する子どもの育成 ～自分、家族、地域を大切に～

### 第1節 子ども

◎子どもが心も身体もすこやかに育つ

- ① 心豊かで健康な子どもの育成
  - ・子どもの健康の確保
  - ・規則正しい生活習慣が身についている子どもの育成
  - ・食育の推進
  - ・障害児施策の充実
- ② のびのび元気にみんなと遊べる子どもの育成
  - ・虐待予防の推進
  - ・思いやるある子どもの育成
- ③ 自然を大切にできる子どもの育成
  - ・環境教育の充実

### 第2節 家族

◎恵まれた自然の中でのびのびとゆとりある子育てができる。

- ④ 子育てを楽しめる家族への支援
  - ・次代の親の育成
  - ・子育てサークル等の仲間作りの推進
- ⑤ 安心して子育てと仕事ができる家庭への支援
  - ・仕事と子育ての両立支援のための整備、推進
- ⑥ 話し合い、語り合える家族への支援
  - ・子どもを産み育てることの意義に関する教育、啓発の推進

### 第3節 地域社会

◎安心して子どもを産み育てられる村

- ⑦ 自然を生かし整備された地域づくり
  - ・安全な道路交通環境の整備
- ⑧ 地域全体で子育てを支える地域
  - ・子どもを犯罪から守るための活動の推進
  - ・世代間交流の推進



## 第4章 行動計画

### 第1節 子ども

#### ◎子どもが心も身体もすこやかに育つ

##### ① 心豊かで健康な子どもの育成

###### ・子どもの健康の確保

小児科の医師による乳児検診を実施する。

児童が受診しやすい医療体制の確保に努める。

乳幼児からのう歯予防につとめ、保育所でのフッ素塗布を行う。

各年代での虫歯保有率の低下及び治療の向上に努める。

幼児期の予防接種受診等の確認及び啓発を行う。

障害のおそれのある幼児の早期発見に努める。

###### ・規則正しい生活習慣が身についている子どもの育成

母親が妊婦の時期から、正しい生活リズムの重要性を普及する。

児童に規則正しい食生活及び生活リズムの重要性を指導する。

乳幼児から継続した生活習慣病予防対策を実施していく。

地域住民に規則正しい生活習慣の重要性を普及する。

###### ・食育の推進

子どもが食事の大切さを理解し、楽しく食事ができるよう指導する。

地産地消を目指し、昔から伝わる郷土料理を次世代に伝える。

地域全体で食生活の見直しができるよう支援する。

###### ・障害児施策の充実

障害のレベルに対応した相談等が受けられるよう関係機関と連携を図る。

障害児の療育支援体制づくりを進める。

適切な医療とリハビリが受けられるよう関係機関と連携を図る。

障害をもつ親の会をつうじて相互の情報交換等を支援する。

##### ② のびのび元気にみんなと遊べる子どもの育成

###### ・虐待予防の推進

虐待の発生予防から早期発見、対応、フォロー等一貫した支援を講じる。

福祉、医療、教育、警察、地域が連携し協力していくよう努める。

- ・思いやりのある子どもの育成  
人との関わりを大切に出来る子どもを育成する。  
相手を思いやることのできる優しさを持った子どもを育成する。

③ 自然を大切にできる子どもの育成

- ・環境教育の充実  
片品の自然を愛し、恵まれた自然を大切に思う気持ちを育てる。  
片品の自然と共存し、生きていく気持ちを育てる。

## 第2節 家族

◎恵まれた自然の中でのびのびとゆとりある子育てができる。

④ 子育てを楽しめる家族への支援

- ・次代の親の育成  
子どもの心の発達と対応のしかたの教育等の場を提供する。  
郷土や仲間を愛する気持ちをもった家族の育成を支援する。  
保護者向けの子育施策等のガイドブックを作成する。
- ・子育てサークル等の仲間作りの推進  
子育てサークル等と協力し、母親同士の仲間づくりを推進する。  
上記団体等より今必要な支援施策を聞き取り、反映出来るよう努める。  
子育ての悩みなど気軽に相談出来るようサポートする。

⑤ 安心して子育てと仕事出来る家庭への支援

- ・仕事と子育ての両立支援のための整備、推進  
子育て支援の必要性を地域住民に啓発する。  
保育時間の延長により、新たな就労機会等の確保を推進する。  
放課後の児童が安心して生活できる場を提供するよう努める。  
スクールバスの継続的運行を行う。

⑥ 話し合い、語り合える家族への支援

- ・子どもを産み育てることの意義に関する教育、啓発の推進  
保育所や学校の行事を通じ家族の絆がより深まるよう推進していく。

### 第3節 地域社会

#### ◎安心して子どもを産み育てられる村

##### ⑦ 自然を生かし整備された地域づくり

###### ・安全な道路交通環境の整備

整備された安全な公園づくりの検討を行う。

##### ⑧ 地域全体で子育てを支える地域

###### ・子どもを犯罪から守るための活動の推進

関係機関、地域等と連携して犯罪から守るための啓発活動を行う。

孤立した母と子をつくらない為に母親同士の仲間づくりを推進する。

子育て拠点施設等の設置により母が子連れで集まれる場所を確保する。

###### ・世代間交流の推進

郷土料理や昔遊びの伝承など、子どもと年配者が交流する機会を確保する。

地域で行われる様々な行事の活性化を推進する。

地域での子育て支援等について啓発していく。

## 第4節 子ども・子育て支援施策について

平成31年度に実施したアンケート調査で、日頃から子どもをみてもらえる親族、知人がいない家庭が全体の6%、祖父母、知人等に子どもをみてもらっている親についても、多くの家庭で子育てについて不安を抱えています。

村では、子ども子育て支援新制度を活用し、これらの状況を改善できるよう検討し反映していきます。

### ①保育所保育時間の延長について

村では、安心して就労することができ、子育て世帯に新たな就労機会等が得られるよう、平成27年度より片品保育所で11時間保育（保育標準時間）、土曜日の1日保育（8時間保育）を実施しています。

保育時間の延長を継続するとともに、一時預かり保育や0歳児保育等のニーズや入所児童の減少への対応を検討する場の設置を検討します。

なお、今後の情勢、要望等を考慮し柔軟に対応していきます。

### ②児童館及び放課後児童クラブの確保について

平成28年度に村内の小学校が一つに統合され、新たに放課後の子どもの生活の場を確保するため、尾瀬じどうかんの建設及び平成29年度に尾瀬放課後児童クラブの開設を行いました。

今後の運営についても地域の情勢や要望等を考慮し、柔軟に対応していきます。

### ③子育て支援拠点事業について

乳幼児並びに保護者が相互の交流を行える場所の確保、子育てについての相談、情報提供、援助を行う場として新設される児童館に併設も含め設置を検討します。

また、現在片品村では片品保育所、尾瀬じどうかん、片品村健康管理センターにて様々な子育て支援事業を実施しています。また、子育て支援に関して包括的な業務を行う場として、令和2年度から「子育て世代包括支援センター」を開設します。

併せて児童虐待の予防・対応等を担う「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、一体的な支援を行う体制を整えます。

また、未入園児やその親への支援行事は今までどおり実施を継続していきます。

### ④妊産婦検診・乳児家庭全戸訪問事業について

現在、片品村健康管理センターにて同事業についてはすでに実施されていますが、今後についても様々なニーズに柔軟に対応しながら、実施を継続していきます。

⑤子育て援助活動支援事業について（ファミリー・サポート・センター事業）

核家族化が進む現代社会において、相互に保育援助を行うため、連絡調整等を行うこの事業は、今後必要になることが想定されますが、現段階では極めて低いニーズ量のため、今後の情勢、要望等を考慮し柔軟に対応します。

⑥病児・病後児保育事業について

病院、保育所等に設置された専用スペース等において、病中又は病後で登園、登校するまで回復していない子どもを一時的に保育する事業ですが、ニーズ量も高くないことから、今後の情勢、要望等を考慮し柔軟に対応します。



## 第5章 計画の推進と見直し

### 1. 庁内における推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながらその後の対策を実施していく必要があります。

### 2. 村民参加による計画の推進

この計画を推進するうえでは、村民の理解と参加が不可欠です。

この計画の実施状況等に係る情報をホームページ等により周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、子ども・子育てに関し相互に協力できるよう体制の整備を図ります。

### 3. 子ども・子育て会議の設置

「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定に基づき「片品村子ども・子育て会議」を設置しました。

この会議において、すべての子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施するよう提言します。

また、計画の進捗状況等の点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることとします。